

# 参議院議員選挙

## 7月10日(日) 午前7時～午後8時

公示日 6月22日(水)

問合せ 台東区選挙管理委員会事務局 TEL (5246) 1461

投票できる方には、世帯全員分の「選挙のお知らせ」を、世帯主宛てに郵送します

●「選挙のお知らせ」があれば受付が簡単に済みます

6月22日(水)以降郵送予定です。投票にお出かけの際は、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。  
※「選挙のお知らせ」がなくても投票はできますので、投票所の係員にお申し出ください（受付にお時間をいただきます）。

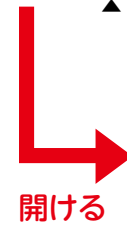
●期日前投票のご案内

「選挙の当日は仕事で忙しい。」「ほかに予定がある。」そんなときは、「期日前投票」をご利用ください。  
時間 午前8時30分～午後8時（土・日曜日と同じ）

期日前投票場所	期間
台東区役所1階（東上野4-5-6）	6月23日(木)～7月9日(土)
谷中区民館[西部区民事務所谷中分室併設]2階（谷中5-6-5）	
浅草橋区民館6階（浅草橋2-8-7）	7月3日(日)～9日(土)
台東リバーサイドスポーツセンター体育館3階（今戸1-1-10）	
生涯学習センター1階（西浅草3-25-16）	
金杉区民館 [西部区民事務所併設]1階（下谷3-1-30）	



▲「選挙のお知らせ」の封筒



開ける



▲ご自身の「選挙のお知らせ」

### 保険・年金

#### ～65歳以上の方へ～ 4年度介護保険料の納入通知書をお送りします

4年度の住民税が決まりましたので、確定した介護保険料の納入通知書を7月上旬に送ります。

▷特別徴収（年金天引き）の方

年金から差し引かれる保険料のお知らせです。ご自身で納める必要はありません。

▷普通徴収（納付書による納付、または口座振替）の方

同封の納付書、または口座振替で納めてください。スマートフォンによる納付（モバイル決済 LINE Pay、PayPay）も可能です。

※今まで普通徴収で、4年4月1日時点で老齢年金等が年額18万円以上ある方は、10月以降特別徴収に変わる予定です。

●満70歳以上で東京都シルバーパスを購

入予定の方へ

購入の際、この納入通知書が必要となる場合があります。再発行はできませんので、大切に保管してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響（収入減少・損害等）により、納付が難しい場合は下記へご相談ください。

▷問合せ 介護保険課

TEL (5246) 1246

### お知らせ

#### 生涯学習に関するアンケート

これからの生涯学習の充実に向けて、ご協力をお願いします。

▷回答方法 電子申請（下記二次元コード）から回答

▷回答締切日 7月31日(日)

▷問合せ 生涯学習課

TEL (5246) 5815



#### 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

▷公表する閲覧状況 3年4月～4年3月分

▷期間 7月1日(金)～31日(日)

▷公表方法 区HPをご覧になるか、下記問合せ先へ

▷問合せ 戸籍住民サービス課（区役所1階⑤番）

TEL (5246) 1161

### ご意見を募集しています

#### 台東区バリアフリー基本構想（中間のまとめパブリックコメント）

平成24年度に策定した台東区バリアフリー基本構想の目標年次（令和2年度）終了に伴い、バリアフリー法改正を反映した改定を行います。引き続き、誰もが自分らしく暮らせる安全安心で快適なまちの実現に向けて、4～13年度の計画を策定します。皆様のご意見をお寄せください。

▷対象 区内在住か在勤（学）の方、区内に事務所または事業所を有する個人または法人その他団体、計画等に利害関係を有する個人または法人その他団体

▷閲覧・意見提出用紙配布場所 区役所3階⑦番区政情報コーナー・同5階⑧番都市計画課、区民事務所・同分室、地区センター、生涯学習センター1階受付、松が谷福祉会館、社会福祉協議会、日本堤子ども家庭支援センター

▷応募方法 意見提出用紙に記入し、配布場所に提出する（閉庁日を除く）か、郵便またはファクスで下記問合せ先へ（区HPからも応募可）※口頭や電話での意見の受付はできません。また、個別の回答は行いません。

▷募集期間 6月23日(木)～7月13日(水)

▷問合せ 〒110-8615 台東区役所都市計画課

TEL (5246) 1364 FAX (5246) 1359



### 後期高齢者医療制度に加入している方へ

●4年度後期高齢者医療保険料の納入通知書を送ります

今年度の住民税が決まりましたので、確定した後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬頃に送ります。

特別徴収の方 年金から差し引かれます。ご自身で納める必要はありません。

普通徴収の方 同封の納付書または口座振替で納めてください。※普通徴収の方の納付は口座振替が便利です。※現在まで普通徴収で、4年4月1日時点で老齢年金等が年額18万円以上あり、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない方は、10月以降特別

徴収に変わる予定です。

●後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直しが行われ都内で均一となります。

所得割率 9.49%

均等割額 46,400円

限度額 66万円

●後期高齢者医療保険料の軽減措置について

均等割額の軽減 所得の低い方は、世帯の世帯主および被保険者の所得に応じて保険料の均等割額（年額46,400円）が軽減されます。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者保険係（区役所2階⑤番） TEL (5246) 1491

【均等割額の軽減】

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合（軽減後の金額）
	令和4年度
43万円+{(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円}以下	7割 (13,920円)
43万円+{(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円}+28.5万円×(被保険者数)以下	5割 (23,200円)
43万円+{(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円}+52万円×(被保険者数)以下	2割 (37,120円)

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合、{}内を計算した額で判定します。※軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得時）における世帯状況により行います。※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

●新しい保険証を送付します

新しい保険証（カード型）を7月中旬より簡易書留郵便で順次発送します。※保険証の色は藤色になります。※有効期限は9月30日(金)です。



●「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します

現在、交付している減額証の有効期限は7月31日(日)です。対象の方には7月下旬に新しい減額証を送ります（更新手続き不要）。対象 世帯全員が住民税非課税で、過去に一度でも減額証の交付を受けたことがある方※新規の申請は、随時受け付けます。

●「後期高齢者医療限度額適用認定証」を送付します

現在、交付している限度証の有効期限は7月31日(日)です。対象の方には7月下旬に新しい限度証を送ります（更新手続き不要）。対象 現在限度証をお持ちの方で、住民税課税所得が690万円未満の方※新規の申請は、随時受け付けます。

▷問合せ 国民健康保険課後期高齢者医療係（区役所2階⑤番） TEL (5246) 1254